巻末資料

桜井市総合計画条例

桜井市総合計画条例

平成30年３月30日条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　総合計画　市政の長期的展望の下あらゆる分野を対象としたまちづくりの指針として、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

（２）　基本構想　市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示す構想をいう。

（３）　基本計画　基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示す計画をいう。

（４）　実施計画　基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。

（５）　市民等　市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

（総合計画の策定）

第３条　市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

（総合計画の位置付け）

第４条　総合計画は、市の最上位の計画とする。

２　市は、別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

３　市は、総合計画を基本方針として市政の運営を行わなければならない。

（総合計画の変更又は廃止）

第５条　市は、市政に関する情勢に大きな変化があった場合において、市の将来像の方向性を変更する必要があると認めたときは、総合計画を変更し、又は廃止することができる。

（社会経済情勢の変化等の反映）

第６条　総合計画は、社会経済情勢の変化、地域の実情等を踏まえ、これらに適合する内容で策定するものとする。

（参画の機会の確保）

第７条　市は、総合計画の策定に当たっては、市民等の参画の機会を確保するものとする。

（行政各部門の連携）

第８条　総合計画の策定に当たっては、効果的な体制を確立し、行政各部門が相互に連携し策定するものとする。

（総合計画の変更）

第９条　総合計画の変更については、前３条の規定を準用する。

（審議会の設置及び諮問）

第10条　市長は、次に掲げる事項の実施にあたり、調査審議するため、桜井市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（１）　基本構想又は基本計画を策定しようとするとき。

（２）　基本構想又は基本計画を変更し、又は廃止しようとする場合において、特に必要があると認めるとき。

（組織）

第11条　審議会は、委員20名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市議会議員

（２）　公的団体等の役員

（３）　学識経験者

（４）　公募により選出された者

（５）　その他市長が必要と認める者

３　委員の任期は、委嘱した日から総合計画の策定等の日までとする。

（会長及び副会長）

第12条　審議会に、会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条　審議会は、市長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（議会の議決）

第14条　市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（総合計画の公表）

第15条　市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（策定後の措置）

第16条　市長は、総合計画を計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

２　市長は、総合計画の実施状況について公表するものとする。

（その他）

第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（桜井市総合計画審議会条例の廃止）

２　桜井市総合計画審議会条例（昭和44年３月桜井市条例第１号）は、廃止する。

総合計画策定経過

年月	市民参加等	総合計画審議会	策定委員会	検討委員会 ・作業部会
平成 30 年 10 月	第 1 回有識者会議（10/24） 市民アンケート調査			
平成 30 年 11 月	第 2 回有識者会議（11/28）			
平成 30 年 12 月	第 3 回有識者会議（12/26）			
平成 31 年 2 月		第 1 回審議会 (2/27)	第 1 回策定委員会 (2/15)	
平成 31 年 3 月	高校生まちづくり会議ワークショップ（3/18） 市長への報告会（3/26）			
平成 31 年 4 月			第 2 回策定委員会 (4/25)	
令和元年 5 月		第 2 回審議会・諮問 (5/21)		
令和元年 6 月				第 1 回検討委員会 ・作業部会（6/3） 第 2 回検討委員会 （6/10）
令和元年 7 月			第 3 回策定委員会 (7/26)	第 2 回作業部会 （7/30）
令和元年 8 月		第 3 回審議会 (8/29)		
令和元年 9 月				第 3 回検討委員会 ・作業部会（9/17）
令和元年 10 月			第 4 回策定委員会 (10/15)	第 4 回作業部会 （10/2）
令和元年 11 月			第 5 回策定委員会 (11/29)	
令和元年 12 月		第 4 回審議会 (12/26)		
令和 2 年 2 月		第 5 回審議会 (2/26)	第 6 回策定委員会 (2/14)	
令和 2 年 4 月		第 6 回審議会 (書面決議)	第 7 回策定委員会 (4/15)	
令和 2 年 6 月		第 7 回審議会 (6/8)	第 8 回策定委員会 (6/4)	
令和 2 年 7 月			第 9 回策定委員会 (7/29)	
令和 2 年 8 月		第 8 回審議会 (8/21)		
令和 2 年 10 月	パブリックコメント			
令和 2 年 11 月		第 9 回審議会 (11/16)	第 10 回策定委員会(11/6)	

桜井市総合計画審議会委員名簿

桜井市総合計画審議会委員

役職	所属	委員名	備考
会　長	奈良県立大学名誉教授	伊藤　忠通	
副会長	桜井市自治連合会会長	河合　淳好	
委員	奈良県議会議員	中村　昭	
	奈良県議会議員	和田　恵治	
	桜井市議会議長	札辻　輝巳	～令和元年５月
		藤井　孝博	令和元年５月～令和２年５月
		我妻　力	令和２年５月～
	桜井市議会副議長	大西　亘	～令和元年５月
		大園　光昭	令和元年５月～令和２年５月
		金山　成樹	令和２年５月～
	桜井市商工会会長	福井　達郎	
	桜井市農業委員会会長	杉本　義衛	～令和２年７月
		楠本　芳照	令和２年７月～
	桜井市医師会会長	菊川　政次	
	桜井市都市計画審議会会長	三井田　康記	
	桜井宇陀人権擁護委員協議会　桜井部会長	福本　哲惠	
	桜井木材協同組合理事長	岩本　亨	
	桜井市観光協会会長	林　勤	
	桜井市社会福祉協議会常務理事	東　幸次郎	
	桜井市体育協会会長	土道　與	
	公募委員	菅原　克博	
		梅田　加都	
		後岡　純	
		山本　規子	

桜井市総合計画策定委員

役　職	氏　名	職　名
委員長	笹谷　清治	副市長
委員	上田　陽一	教育長
	林　功	理事
	梶　均	市長公室長
	小畑　雅義	市民生活部長（危機管理監）
	青木　浩之	総務部長
	井上　紀美	福祉保険部長
	村嶋　和美	すこやか暮らし部長
	福井　幸夫（西川　昌秀）	環境部長
	松村　喜弘	都市建設部長
	遠藤　政男	まちづくり部長
	藪内　誠一（奥田　道明）	教育委員会事務局長
	石田　幸余（東川　雅則）	議会事務局長
	大木　孝志	上下水道部長

桜井市有識者会議

所属	委員名
公益財団法人関西･大阪 21 世紀協会理事長	堀井　良殷
桜井市商工会前会長	卜部　能尚
大和信用金庫相談役	郡山　尚
大神神社宮司	鈴木　寛治
元県文化観光局長	一柳　茂

高校生まちづくり会議

所属	氏名	学年
奈良県立　桜井高等学校	中山　愛理	2 年
	住田　叶多	2 年
	平田　有紀	2 年
	瀧田　愛菜	1 年
	中坊　春貴	1 年
	藪内　友佑	1 年
奈良県立　奈良情報商業高等学校	多田　征生	1 年
	前田　愛花	1 年
	松下　愛果	1 年
私立　関西中央高等学校	吉川　仁哉	2 年
	寒竹　俊介	2 年
	堀江　玲那	2 年
	今橋　呼心	2 年
	髙﨑　大樹	1 年
	中﨑　彩葉	1 年

（学年は平成 31 年 3 月当時）

諮問

桜行経発第３号
令和元年５月２１日

桜井市総合計画審議会
会長　伊藤　忠通　様

桜井市長　松井　正剛

第６次桜井市総合計画の策定について（諮問）

桜井市総合計画条例第１０条の規定に基づき、第６次桜井市総合計画の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

答申

令和２年１１月１７日

桜井市長　松井　正剛　様

桜井市総合計画審議会
会長　　伊藤　忠通

第６次桜井市総合計画について（答申）

令和元年５月２１日に諮問を受けました、第６次桜井市総合計画の策定につきまして、本審議会で慎重に審議を行いました結果、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本総合計画に掲げる各施策の実施にあたっては、市民や関係団体等との協働により、適切・着実に推進されることを強く希望いたします。

市民参画の状況

（1）有識者会議

	年月	会場	会議テーマ
第１回	平成 30（2018）年 10 月 24 日（水） 15 時～	桜井市役所 第１委員会室	『桜井市の将来展望について』 ● 桜井市を取り巻く外部環境、内部環境を整理したうえで、桜井市のめざすべき 10 年後の姿に関する意見交換
第２回	平成 30（2018）年 11 月 28 日（水） 15 時～	桜井市役所西分庁舎 災害対策本部室	『産業振興について』 ● 桜井市として今後 10 年間で注力すべき産業振興に関する意見交換
第３回	平成 30（2018）年 12 月 26 日（水） 15 時～	桜井市役所４階 第１委員会室	『市民生活の利便性の確保について』 ● 桜井市として今後 10 年間の市民生活の在り方に関する意見交換

（２）高校生まちづくり会議

１）高校生まちづくり会議ワークショップ

■日　時：平成 31 年 3 月 18 日（月）14 時～
■会　場：桜井市役所 大会議室
■出席者：奈良県立桜井高等学校、奈良県立奈良情報商業高等学校、私立関西中央高等学校の学生 15 名
■テ ー マ：私たちが想像･創造する 10 年後の桜井市

２）市長への報告会

■日　時：平成 31 年 3 月 26 日（火）10 時～
■会　場：桜井市役所 市長室
■出席者：奈良県立桜井高等学校、奈良県立奈良情報商業高等学校、私立関西中央高等学校の学生 5 名

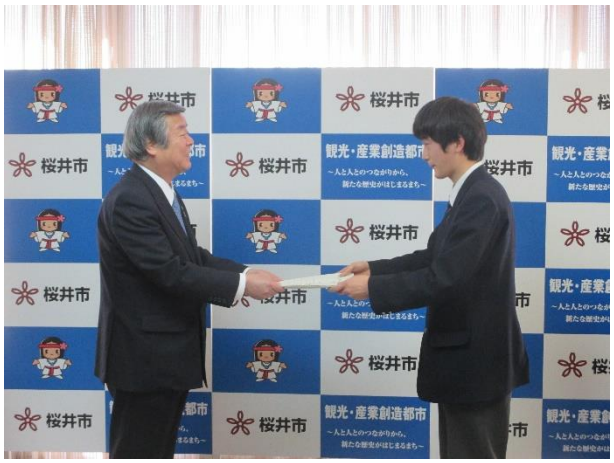

用語解説

五十音別用語解説

五十音	用語	解説
A	AI	Artificial Intelligence の略。 人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。
D	DMO	Destination Management Organization の略。 地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人。
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	domestic violence の略。 配偶者や恋人などから加えられる暴力のことで犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害。
G	GIGA スクール構想	GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略。誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ＩＣＴ環境の実現を目指す構想。
I	ICT	Information and Communication Technology の略。 通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。
	IoT	Internet of Things"の略でモノのインターネットと訳され、モノがインターネット経由で通信すること。
	IPCC	「気候変動に関する政府間パネル」（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。昭和 63（1988）年に、国連環境計画と世界気象機関が提唱し、約 80 カ国の政府関係者と科学者が参加して設立。地球温暖化に関する評価と対策の検討を行い、政策決定者などが広く利用できる知見を提供する。
L	LINE	メール以上に素早く連絡を取ることができ、通話も行えるなど複数の機能がついた、無料で使用できるコミュニケーションツール。
N	NAFIC	なら食と農の魅力創造国際大学校。

五十音	用語	解説
	NPO	Non Profit Organization の略。 公益のために自主的・自発的に活動する非営利の団体（ボランティア組織）。平成 10（1998）年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（NPO 法）」により、活動しやすい環境が整い、組織数も増えている。
P	PFI	Private Finance Initiative の略。 公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
S	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	Social Networking Service の略。 登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
	SPC	「特別目的会社」（Special Purpose Company）の略。 資金調達や債券の発行、投資家への利益の配分などの目的だけのために設立される会社のこと。
	SWOT 分析	組織の内部環境を強み（Strength）、弱み（Weakness）の観点から、外部環境を機会（Opportunity）、脅威（Threat）の観点から整理し、組織の資源や課題を把握するための分析手法の一つ。
U	UIJ ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。 U ターンは出身地に戻ること。I ターンは出身地以外の地方へ移住すること。J ターンは出身地の近くの地方都市に移住すること。
あ	アクションプラン	目的や事業計画に向けて「いつまでに」「何を」「どうするのか」を決定し、その情報を関係者全員で共有し進捗状態を見ながら行動に移していくこと。
	アグリツーリズム	アグリカルチャー（農業）とツーリズム（観光）との造語。農場体験や農家民宿、味覚狩り、農家レストラン、農産物直売所など、都市居住者たちが農場や農村で余暇を過ごすための様々な施設やサービスをさす。
	アセットマネジメント	道路や橋、学校など、国民の税金を原資として整備された公共的な資産を、安全性や利用者の満足を確保しながら、長期的な費用を低減するための整備や維持管理のための手法。
	アダプトプログラム	住民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「ア

五十音	用語	解説
		ダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路、公園、河川など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がそれを支援する仕組み。
	1 次産業	産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、農業、林業、漁業などの産業部門。
	イノベーション	新製品開発や新資源発見など、旧来のものに代わって新規のものが登場すること、革新されること。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。 生産や生活の基盤を形成する基礎的な構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤。
	温室効果ガス	地球温暖化の原因となる、温室効果を起こす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど。
	オンライン化	インターネットなどのネットワーク経由で各種手続きを行えるようにすること。
	オンライン授業	インターネット上で行う遠隔授業のこと。
	オンライン診療	スマートフォンやパソコンのビデオ通話機能を活用して、医療機関に対面で診察を受けに行かなくても医師の診察が受けられる受診方法。
か	介護保険制度	介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成 12 年（2000 年）4 月より実施されている社会保険制度。加齢に伴って体の機能の衰え、日常生活に支障が生じた被保険者に、必要な保険給付（介護サービスの提供）を行う。
	ガストロノミーツーリズム	その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的としたツーリズムで、欧米を中心に世界各国で取り組まれている。
	環境保全地区	道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で、良好な環境を保全するために積極的な緑化等の推進を図ることが必要な地区。
	関係人口	その地域となんらかの形で関わりがある人口。過去に住んでいた人や、勤務していた人、地域への関心を持つ人など。

五十音	用語	解説
	感染症	寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルス等の病原体が体の中に侵入し、感染・増殖することで発病する病気の総称。
	幹線道路	都市の主要な骨格を形成する道路で、地域間相互の交通を担う重要な道路。
	気象災害	大雨、強風、雷などの気象現象によって生じる災害。
	既存ストック	自然環境や伝統文化、各種施設など、ハード、ソフトにかかわらず地域に現在ある資源。
	救急医療	突然に発生する病気、けが、中毒などの患者を適切に救助し、病院へ搬送し治療を行い、社会復帰させることを目的とした医療体系
	共生社会	障害のあるないにかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会のこと。
	協働	市民ニーズが多様化・高度化するなかで、より良い地域社会をつくるため、行政だけでなく市民、企業の各部門が相互に補完しあいながら力を出し合う関係のこと。
	グローバル化	日本国内だけでなく、世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。グローバリゼーションともいう。
	グローバルリスク	発生した場合、今後 10 年間に複数の国または産業に著しい悪影響を及ぼす可能性のある不確実な事象または状況。
	景観保全地区	森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、渓谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区。
	経済・産業構造	世界規模や、国家単位での経済活動の構造及び国家においての国民経済や産業の比重・仕組みなどを表すもの。
	芸術村	県の誇る歴史文化資源に触れ、質の高い文化芸術イベントを体験できる歴史芸術文化活動の拠点となる施設。なら歴史芸術文化村。

五十音	用語	解説
	経常収支比率	地方税や普通交付税など毎年の収入に対し、人件費や扶助費など決まった支出が占める過去 3 年間の平均値をいう。100%になると完全に財政が硬直化している、100%を超えると恒常的に必要な経費が収入で賄えていない状態になっている。
	健康寿命	WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。
	広域行政	従来の市町村の行政区域を越えて、より広い区域を単位とする地方行政。
	広域圏	市町村の枠組みを超えた、経済・社会・文化的なまとまりをもつ生活圏域。
	広域交通ネットワーク	高速道路や新幹線や特急、飛行機や船舶など、広域的な人やモノの移動のための交通網（ネットワーク）。
	公共施設マネジメント	地方公共団体が所管する公共施設を、自治体経営の視点から総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組み。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路など、公共の目的のために利用される水域や水路を指す。ただし、下水道は含まない。
	耕作放棄地	農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの。
	高度経済成長期	日本の経済成長率が年平均 10%を越え、諸外国にも類をみないほど、急速な経済成長を遂げた 1960 年代を中心とした十数年間のこと。
	高度情報化	1990 年代以降の情報通信技術革命により携帯電話やインターネットが普及し、いつでも、どこでも、誰でも手軽に情報にアクセスすることができ、情報が行き交いやすくなった状況。

五十音	用語	解説
	公民連携	行政や地域が抱える社会課題の解決、市民サービスの向上のために、「公」と「民」がお互いの強みを提供し活用することで、公共サービスを継続して実施するための手法。
	交流人口	その地域に住んでいる定住人口に対する概念で、外部からその地域に何らかの目的で訪れる人口のこと。特定の内容には限定されないが、大きくは観光目的かビジネス目的で訪れる者に分けることができる。
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口の割合。
	国定公園	国立公園に準じる景勝地として指定された自然公園。自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、都道府県が管理する。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少社会において、それぞれの地域内で各種機能をコンパクトに集約すると同時に、各地域が公共交通等のネットワークでつながることによって、一定の圏域人口を確保し、生活に必要な機能を維持すること。
さ	再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等、エネルギー源として永続的に利用可能なエネルギーのこと。石油や石炭等の化石エネルギーは含まれず、温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。
	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1 を超える団体は、普通交付税の交付を受けない。
	在宅勤務・テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、勤務場所から離れて、自宅などで仕事をする等、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
	サイバー攻撃	ネットワークを通じ、コンピュータに対して破壊活動やデータの改ざんなどを行う行為。
	サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィス。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意味から命名された。
	3R	リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の３つの頭文字をとったもの。

五十音	用語	解説
	3 次産業	産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、1 次産業、2 次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業部門。
	市街化区域	都市計画法に基づき決定された区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を行うべき区域。
	市街化調整区域	都市の健全な発展と計画的な街づくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められるもの。開発行為は一定のものを除いて許可されない。
	持続可能な開発目標（SDGs）	平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標で SDGs と言われる。
	実質公債費比率	自治体の収入に対する負債返済の過去 3 年間の平均値をいう。実質公債費比率が 25％以上となる地方自治体は、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。さらに、実質公債費比率が 35％以上になると、地方債の発行が制限される場合がある。
	指定管理者制度	平成 15（2003）年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正されたことによって、新たに創設された制度。
	循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会。
	生涯学習	学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動など、人々が生涯に行うあらゆる学習。
	少子高齢化	国や地域において、少子化と高齢化が同時に進行すること。出生率の低下と平均寿命の伸長が同時に進行することにより、若年者の数と人口に占める比率がともに低下し、高齢者の数と人口に占める比率がともに上昇していくこと。
	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性（システムが継続して稼働できる度合いや能力）を維持すること。

五十音	用語	解説
	将来人口推計	5 年毎に行われる国勢調査による人口を基礎として、出生、死亡、出入国、転出入等の人口動向から各月・各年の人口を算出したもの。
	食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識や学習等の取り組みをいう。
	人口減少社会	社会において出生数よりも死亡数の方が多く、継続して人口が減少していく時期のことで、全国的に人口減少による社会への影響が懸念されている。
	スーパー・メガリージョン	リニア中央新幹線により迅速なアクセスが可能となり、それぞれの特色を発揮した三大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）を一体と捉えた超巨大都市圏。
	生活習慣病	不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。糖尿病・脳卒中・心臓病・高血圧・肥満などがあげられる。
	生産年齢人口	人口統計で、生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、わが国は平成 5（1993）年 5 月に批准している。
た	滞在型観光	1 ヵ所あるいは一定の地域に宿泊し、地域の文化に触れ、地域の住民と交流するなどの体験型レジャーなどを楽しむ観光スタイルのこと。
	第 4 次産業革命	AI、ロボット、ビッグデータなど、大量のデータの取得・分析・実行が可能になる急速な技術革新、産業界の動向。
	多極ネットワーク型コンパクトシティ	中心拠点や生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれることにより、都市の無秩序な拡大を抑制し、商業、文化機能など様々な機能がまちの中心部に集約された、徒歩による移動性を重視した都市形態のこと。
	団塊の世代	第二次世界大戦直後、昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。

五十音	用語	解説
	短時間強雨	雨の降る範囲に関係なく短い時間に多くの雨が降ること。
	地域コミュニティ	人々がその地域に住んでいるという意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びそうした生活を支え合う人々のつながり。
	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするための、包括的な支援・サービスを提供する体制。
	地域マネジメント	地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組のこと。
	地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象。
	地方分権	国が持っている権限や財源を地方に移し、地域住民に身近な行政をできる限り県や市町村が行えるようにすること。
	中山間地域	農作物を作るまとまった土地や人口が少ない山間部など、地理的な条件や生産・経済的条件が不利な地域。
	長寿命化	公共施設の重要性などを考慮し、効率的・効果的な補修・保全を行うことにより、施設を耐用年数よりも長く良好な状態に保つこと。
	ツイッター	140 文字以内の短文「ツイート」の投稿を共有するウェブ上の情報サービス。
	低未利用地	市街地内に残る空き地等、その土地の立地条件に対し効果的な利用がなされていない土地。
	特定生産緑地制度	生産緑地地区の指定後 30 年を経過するまでに、所有者等の同意を得て、生産緑地地区の買取り申出ができる時期を 10 年延長するもの。 特定生産緑地に指定されることにより、現在生産緑地地区に適用している税制等の優遇措置が継続されることとなり、引き続き農地として存続しやすくなる。

五十音	用語	解説
	都市計画道路	都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。
	都市公園	都市公園法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置管理している公園。
	土砂災害警戒区域	土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、土砂災害により危害のおそれのある土地の区域を知事が指定するもので、区域には、警戒避難体制の整備を目的とした「土砂災害警戒区域」と住宅等の新規立地の抑制などを目的とした「土砂災害特別警戒区域」がある。
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域。
	徒歩圏域	日常生活サービス施設（商業・医療・福祉施設）をはじめ、交通結節点へのアクセス性を考慮し、駅から半径 800m～1,000mの徒歩で移動可能な範囲。
な	2 次産業	産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業部門。
	認知症	記憶、判断、言語などの能力が、日常生活に支障が生じる程度まで低下した状態をいう。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設のこと。
	年少人口	15 歳までの人口。
は	ハザードマップ（洪水土砂災害ハザードマップ）	洪水などの水害や土砂災害時に、避難する場所や注意すべき箇所をまとめたもの。
	発耀（はつよう）	耀はかがやくという意味であり、この地から始まったことを讃えるという意味。
	バリアフリー	高齢者や障害のある人たちが社会参加するうえで障害となるものが除去され、自由に社会参加できるような「ものづくり（デザイン）」の考え方。

五十音	用語	解説
	ビッグデータ	従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータの集積物。
	ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。
	風致地区	樹林地、水辺地などで構成された都市内の良好な自然的景観や住環境を守るために、都市計画法により指定された地区。
	フェイス・トゥ・フェイスコミュニケーション	面と向かって直接意思や感情、思考を伝達しあうこと。
	ふるさと納税	任意の地方自治体に寄付することにより、税額が控除される個人住民税の制度。
	包括的支援体制	民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、地域生活課題を抱えながらも相談に来られない人や自ら支援を求めることができない人について、地域住民の相談を包括的に受け止める場が把握できる体制。
	圃場	農作物を育てる場所。
ま	マイナンバーカード	マイナンバー(個人番号)とは、個人の識別番号として住民に指定される 12 桁の番号であり、マイナンバーカード(個人番号カード)とは、そのマイナンバーが記載された顔写真付のカードで、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請など様々なサービスを利用できる。
	マネジメント意識	マネジメントは、資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法を指す。評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化など様々な要素を総合した概念を持つ状態。
	民間活力	大規模プロジェクトを実施する際、政府・自治体に代わって民間部門の資本や経営によってそれを行なうこと。
や	ユニバーサルデザイン	老若男女、言語、文化、障害の有無などを問わず、すべての人にとって使いやすいように設計された製品や情報、施設のこと。
	要支援・要介護者	要支援者とは、身体又は精神に障害があるために、日常生活を営むのに支障があり、支援の必要があると見込まれる人を

五十音	用語	解説
		いう。 要介護者とは、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要する状態の人をいう。 要支援・要介護者と認定された人の数を要支援・要介護認定者数という。
ら	ライフサイクルコスト（LCC）	構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。
	ライフステージ	幼年期、青年期、老年期など、人生の一つひとつの段階のこと。
	歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第 1 号)に基づき、京都市、奈良市、鎌倉市、明日香村等の「古都」とされた市町村において、歴史的風土の保存を図るため、国土交通大臣が指定した「歴史的風土保存区域」の区域内において、風土の保存上、とくに重要な地域として指定され、住宅等の建築物の新築や、土地形質の変更などが制限される区域のこと。
	歴史的風土保存区域	古都保存法に基づいて指定された「古都」の歴史的風土を保存するために定められた区域のこと。歴史上意義を有する建造物・遺跡などが、周囲の自然的環境と一体をなして古都の伝統と文化を具現または形成している区域の状況が保存されている。
	老年人口	一般的には、年齢 65 歳以上の人口をいう。国勢調査報告では、昭和 35（1960）年までは 60 歳以上で計算していたが、平均余命の伸長や社会保障の開始年齢などを考慮して、65 歳以上に改めた。老年人口の増加により、これを 2 分して、65 歳から 74 歳を前期老年人口、75 歳以上を後期老年人口と呼ぶ場合がある。
	6 次産業化	農林水産業者が生産（1 次）、加工（2 次）、販売（3 次）まで一体的に取り組んだり、2 次、3 次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすること。1 次×2 次×3 次と掛け合わせることから「6 次」という。
わ	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できること。

第６次　桜井市総合計画

■編集・発行■
令和３（2021）年３月
桜井市　市長公室　行政経営課

〒633-8585
奈良県桜井市大字粟殿 432-1
TEL 0744-42-9111（代表）
https://www.city.sakurai.lg.jp/